

指定居宅サービス事業者等 集団指導

外国人介護人材の受入れについて

池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課

外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材受入れの仕組み

EPA

経済連携
協定

在留資格
「介護」

技能実習

特定技能

令和7年度より、**一定の要件を満たした場合**、
一部訪問系サービスへの従事を認める。

ただし
遵守事項を守り、
必要な手続きを
行うこと

注意：本取扱いは介護保険制度におけるものであり、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「サービス付き高齢者向け住宅」及び「住宅型有料老人ホーム」の職員は適用外。

※特定技能外国人の従事が認められていない施設・事業所での業務は、訪問系サービスへの従事に際して求められる
実務経験（1年以上）として算定対象されません。

※受入れ対象施設・事業所について、詳細は厚生労働省ホームページへ

外国人介護人材受入れの遵守事項

原則：利用者・家族へ事前に説明し、同意を得ること
介護事業所等での実務経験が1年以上あること
介護職員初任者研修等を修了した有資格者であること



① 研修の実施

業務の流れ、基本動作、
生活支援技術（調理・掃除）、
日本の文化やマナー、
緊急時対応等

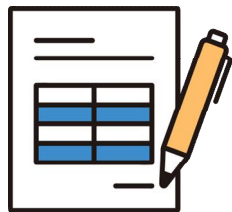


② 同行訪問(OJT)

サービス提供責任者が**一定期間**
同行。本人の能力に応じて
「一人立ち」のタイミングを
判断。

外国人介護人材受入れの遵守事項

③ 意向確認と計画策定

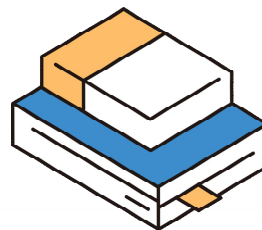


「キャリアアップ計画」を共に作成。

目標を明確にし、定期的な面談を通じて達成状況を確認・共有。

- ☑作成後は双方の署名が必要
- ☑写しの交付
- ☑巡回訪問等実施機関への提出

④ ハラスメント防止対策



ハラスメントを未然に防止する為の対応マニュアルの整備、対処方法のルール、利用者等へ周知すること、相談窓口の設置。

- ☑迷わず相談できる体制の構築

外国人介護人材受入れの遵守事項

⑤ ICT※の活用などによる環境整備

以下すべての対応が必要

- ①緊急時の連絡先や対応フローをまとめたマニュアルの作成
- ②緊急時を想定した研修の実施
- ③緊急時に他の職員がすぐに現場へ駆け付けられる体制の確保
- ④サービス提供記録や申し送りを
職員全員で情報共有する仕組みの整備

※ICTツールの例:

翻訳アプリ、チャットツール、記録ソフト等



《厚生労働省》「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html

事前に巡回訪問等実施機関に必要な書類（訪問系サービスの要件に係る報告書）の提出が必要。

《巡回訪問等実施機関》

国際厚生事業団ホームページ <https://jicwels.or.jp/>

《動画》【公式】国際厚生事業団 JICWELS

「介護分野における特定技能制度について」

https://www.youtube.com/playlist?list=PL4olpii-cnltWkSp9qMlof5aH8_SOM631Y



